

令和6年度 香福の極み 越前蕎麦ブランディング業務委託 プロポーザル募集要領

1 目的

本事業は、令和6年春の北陸新幹線福井・敦賀開業を契機として、本県を代表する食材である「そば」を県外にPRするため、ブランドイメージを確立し、全国的な知名度を向上させることを目的とする。

このため、本年度は、令和4年度に決定したキャッチコピー・ロゴマークである「香福の極み 越前蕎麦」および、令和5年度に制定した「香福の極み 越前蕎麦認証店」制度を活用しながら、専門家の知見に基づいて、戦略的に福井県内外へふくいのそばのブランドイメージの定着やPRなどを進める。そこで、最も適切な事業者を選定・委託するため、企画提案を実施する。

2 委託業務の内容等

(1) 業務名

令和6年度 香福の極み 越前蕎麦ブランディング業務

(2) 業務内容

別添「令和6年度 香福の極み 越前蕎麦ブランディング業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

委託契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 提案上限額

7,040,000 円（消費税および地方消費税を含む）

3 本プロポーザルへの参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること。

ただし、後段5（1）に定める参加申込書の提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (3) 参加資格の決定の日において、福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (7) 共同事業体の場合は、共同企業体協定書を締結しており、全ての構成員が、(1) から (6) までの要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件の企画提案に参加していないこと。
- (9) 公告業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。（共同企業体にあつては、構成員のうち 1 以上の者が実績を有すること。）

4 プロポーザル審査のスケジュール等

(1) スケジュール

- ① 募集要領等の公表 令和 6 年 4 月 24 日（水）～5 月 16 日（木）
- ② 質問および参加予定受付期間 令和 6 年 4 月 24 日（水）～5 月 2 日（木）
- ③ 質問回答 令和 6 年 5 月 9 日（木）
- ④ 参考資料の閲覧 令和 6 年 4 月 24 日（水）～5 月 16 日（木）
- ⑤ 企画提案書の提出期間 令和 6 年 4 月 24 日（水）～5 月 16 日（木）
- ⑥ 第一次審査（書類審査）

※応募事業者が 5 者以上あった場合のみ実施する。

※第一次審査結果は、令和 6 年 5 月 23 日（木）17 時までには通知する。

- ⑦ 第二次審査会（プレゼンテーション審査）
令和 6 年 5 月 28 日（火）（予定）
- ⑨ 契約手続き 令和 6 年 6 月上旬（予定）

(2) 募集要領等の配布

- ① 配布期間 令和 6 年 4 月 24 日（水）～5 月 16 日（木）
- ② 配布場所 福井県農林水産部福井米戦略課
〒910-8580 福井市大手 3 丁目 17-1
- ③ 配布方法 募集要領等は、上記②配布場所での配布および募集専用ページ

(URL <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/fukuimai/soba/sobabranding.html>)

に掲載する。

④参考資料の閲覧

ア 資料

参考資料1 令和5年度実施 「福井県産そばブランディング事業に関するGAP調査報告書」

参考資料2 令和4年度実施 「福井県産そばブランドに関する市場調査」

参考資料3 令和4年度作成 キャッチコピーおよびロゴマーク

イ 連絡先

下記「9 問合せ先」に同じ

ウ 閲覧場所

下記「9 問合せ先」に同じ。

なお、遠方により閲覧が難しいなどの場合は別途協議する。

(3) 質問および参加予定の受付と回答

本プロポーザルに関する質問および参加予定を次のとおり受付し、質問に対して下記のとおり回答する。

① 受付期間

令和5年4月24日（水）～5月2日（木） 17時まで

ただし、月曜日～金曜日の17時以降、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

② 提出場所

下記「9 問合せ先」に同じ

③ 提出方法

「別紙様式1」により、電子メールまたはFAXで送信すること。電子メールまたはFAXの場合は、送信後電話にて着信の確認を行うこと。

④ 質問に対する回答方法

電子メールまたはFAXで5月9日（木）までに回答を送信する。

5 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

① 提出書類 ア・イ 各1部、ウ・エ 各10部

ア 香福の極み 越前蕎麦ブランディング業務委託プロポーザル審査会参加申込書（別紙様式2-1）および添付書類（参加資格誓約書、競争入札参加資格通知書の写し、県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない旨の証明書、共同企業体の場合は、共同企業体協定書）

イ 会社等概要説明書（別紙様式2-2）

ウ 過去の類似業務等の実績（別紙様式2-3）

エ 企画提案書（様式は任意）

- ・企画提案の基本方針（コンセプト・考え方）
- ・企画提案（具体的な企画内容、具体的な仕様、今後の発展性）
- ・その他企画提案を説明するために必要な書類

経費見積書（内訳含む）

参考資料

② 提出期限

令和6年5月16日（木）17時（必着）

③ 受付期間

令和6年4月24日（水）～5月16日（木）17時まで

ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

④ 参加辞退

第二次審査参加資格を有すると認められた後の辞退については、辞退書（別紙様式3）を提出すること。

⑤ 提出方法

持参、郵送または電子メールによる。電子メールの場合は、送信後電話にて着信の確認を行うこと。

⑥ 提出先

下記「9 問合せ先」に同じ

⑦ 留意事項

ア 一提案者が複数の企画提案をすることは認めない。

イ 本審査会に係る経費は全て提案者の負担とする。

ウ 提出された書類は、一切返却しない。

エ プロポーザルで知り得た内容については、口外しない。

オ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

6 審査会（第二次審査参加資格者に対し、詳細は後日連絡する。）

① 日時

令和6年5月28日（火）（予定）

② 場所

福井県職員会館（福井市松本3丁目16-10） B11、12会議室

③ 説明資料

当日の説明資料は提出書類から変更しない。重要な変更がある場合は、審査会で口頭報告等を行うこと。

④ 実施方法

プレゼンテーションの順番は、企画提案書が提出された日時の早い者から順に行うものとする。プレゼンテーション 25分以内 質疑応答 10分以内

⑤ その他

ア プロジェクター、スクリーン、パソコンおよびデータ（USB メモリ等で企画提案書と併せて提出済みのもの）は当方で用意する。

イ 公正な審査の妨げのおそれがある行為を行った場合は、参加資格を失う。

7 審査方法

(1) 審査基準

① 第一次審査

下記の評価項目に従い、提出書類による書類審査を行い、内容を評価、採点し、審議の上、概ね上位4者を第一次審査通過者として選定する。

評価項目

- | | |
|--------|--------------------------|
| 実施運営体制 | ・本委託業務を実施するために想定されている体制。 |
| 発展性 | ・次年度以降を見据えた提案となっているか。 |
| 業務の理解度 | ・ふくいのおそばの実状を分析できているか。 |
| 提案内容 | ・仕様書に記載されている内容が提案されているか。 |
| 過去の実績 | ・過去に類似業務を実施したことがあるか。 |

② 第二次審査

下記の評価項目に従い、提出書類およびプレゼンテーション内容の審査を行い企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

評価項目

- | | |
|-------------|---|
| 実施体制 | ・業務を実施するために適切な組織体制が提案されているか。 |
| 提案内容 | ・業務について、独自性のある創意工夫がされた企画提案内容であるか。 |
| スケジュール | ・業務スケジュールは無理のない計画であり、期間内に効果的に業務を遂行することが見込まれるか。 |
| 認証店拡大 | ・店舗数の拡大目標達成に向けた提案であるか。 |
| 来年度以降の展望 | ・来年度以降の展望および業務を実施するために適切な体制の確立が想定されているか。 |
| 見積金額 | ・見積り及び積算内容が適正に算出されているか。 |
| プレゼンテーション能力 | ・時間内で提案内容を明確に説明しているか。
・審査員の質問に対して的確に回答しているか。 |

(2) 選考結果通知

① 第一次審査の結果通知

選考結果については、第一次審査参加者全員に対して通知する。

ア 第一次審査提出書類に基づき書類審査を行い、概ね上位4者を第一次審査通過者として選定する。

イ 通知方法

応募者の代表者（担当者）宛電子メールにて通知

ウ 通知予定日

令和6年5月23日（木）17時までに電子メールにて通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

② 第二次審査の結果通知

選考結果については、第二次審査参加者全員に対して通知する。

ア 通知方法

応募者の代表者（担当者）宛電子メールにて通知

イ 通知予定日

令和6年5月下旬～6月上旬とする。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

(3) 優先交渉権者の決定

第二次審査において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

8 契約の締結

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、契約を締結する。したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

9 問合せ先

福井県農林水産部福井米戦略課福井米振興グループ 担当：細川、坂川

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 県庁舎8階

TEL 0776-20-0429 FAX 0776-20-0649

E-Mail fukuimai@pref.fukui.lg.jp